

議員提出議案第1号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年2月22日提出

湯河原町議會議長 村瀬公大様

提出者	湯河原町議會議員	山本俊明
賛成者	同	土屋由希子
	同	松井一寿
	同	露木寿雄
	同	室伏重孝
	同	室伏寿美夫
	同	土屋誠一

(提案理由)

全国的な広がりを見せ、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症拡大により、本町の基幹をなす観光産業をはじめ、町民全体の生活環境が深刻な影響を受けていることから、令和3年6月及び同年12月に支給する期末手当の額から10%に相当する額を減じる措置を講ずるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年度における期末手当の特例）

11 令和3年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。